

手術室などには衛生管理上補助犬の同伴はできないのですが。

一般の来院者やお見舞いの際に面会者が利用できる場所は補助犬同伴を受け入れることが原則です。ただし、一般の来院者や面会者も感染・衛生管理上立ち入りができない場所には、同伴を制限することが認められています。同伴を制限する場合には、その理由をユーザーに説明することが重要です。受入については、院内の全スタッフに周知を徹底しておくことも必要です。院内の関係者の連絡会議等により、受入方法の検討や情報共有を行います。

犬は汚いのでは？  
アレルギーが心配です

補助犬ユーザーには衛生管理が義務付けられているので、心配ありません。  
・ノミ・ダニが体につかないよう健康管理しています。  
・毎日のブラッシングなどで毛が舞うことのないように衛生管理しています。

補助犬ユーザーの管理のもと、適切な場所で排泄するようマナーを身につけています。排泄の際には、バリアフリートイレや屋外のスペースを使わせていただく場合がありますが、ペットシートやワンツーベルト（袋にベルトをつけた排泄処理用の道具）を利用しますので、周囲を汚すことはありません。

他の患者さんに補助犬が迷惑をかけてしまうのでは？

全ての患者さんに安心して来院いただくために、補助犬ユーザーの受入について 周知とご説明（補助犬の同伴が法律で認められていること）いただき、正しく理解をしていただくことが重要です。ご説明すれば気にする方は少ないものです。ただし、アレルギーがあるなどの患者さんがいらっしゃる場合には、時間をずらす、場所を同じにしないなどの工夫が必要です。

補助犬のために十分なスペースが必要では？

補助犬はユーザーとともに行動し、待合室などではユーザーの足元に伏せて待っています。

排泄はどこでするのでしょうか？

## 医療機関 における 補助犬ユーザー 受入のポイント

安心して、補助犬ユーザーを受け入れてください  
～補助犬ユーザーに使用管理の責任が義務付けられています～



ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています

より詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。  
「補助犬ユーザー受け入れガイドブック 医療機関編」  
(2019～2020年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」成果物)



# 補助犬ユーザーに 安心して医療機関 を受診していただき ましょう!!



身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、  
不当な差別的取扱いとなります！

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。  
※以下、補助犬法という。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。  
○合理的配慮の提供  
障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。

## ■身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。





# こんな工夫で気持ちよく、受診していただいています。



## 山岸さん：

補助犬には診察室の通路にマットを敷いて待機させ、診察台まで誘導していただいて受診しています。さとう歯科クリニックさんは、来院の際に靴を脱ぐので、補助犬の足も拭くなど衛生管理に努めています。診察時には通路で私の診察が終わるのを静かに待っています。

こちらに来院したご縁から、院長には内科の先生にもご紹介いただきました。その際、診察対応可能時間などを相談しましたが、このように、お互いに安心できるよう話し合うことができればよいと思っています。ただ、健康すぎて内科の受診はしていませんが（笑）。



補助犬は、通路で待機しています。仕事として伏せて待っているの、機器の音や他の患者さんに反応することはありません。

医療機関：神奈川県相模原市緑区  
さとう歯科クリニック  
佐藤文彦院長（写真右）  
盲導犬ユーザー  
：山岸加奈子さん（写真左）

## 佐藤さん：

盲導犬の同伴のお話を頂いた当初は、補助犬の特段の知識はありませんでしたが、まずはやってみて、もし何か問題が生じればその時は改善していけばよいと考えました。

山岸さんが来院される際には、他の患者さんに「今から盲導犬ユーザーの方がいらっしゃいます」と説明しています。こうした配慮が患者さんにも伝わっているのか、クレームなどが生じたことはありません。まずは受け入れてみるのが重要と思います。考えすぎずに、改善すべきことが生じた場合には、ユーザーさんと話し合うことで解決できるのではないのでしょうか。

## 受入のポイントまとめ

- 受入の具体的な方法については、補助犬の訓練事業者等の専門機関やユーザー本人との相談の上で検討することが有効です。
- 感染・衛生管理上、同伴エリアの制限が必要な場合は、その旨をユーザーに説明し、院内スタッフへも情報を共有しておくことが必要です。
- 他の患者さんへの周知も必要です。補助犬法により、ユーザーには補助犬の健康・衛生・行動管理の義務があり、医療機関には補助犬ユーザーの受入の義務があることなどを周知します。
- 入院の場合などは、ユーザーの入院生活における留意点、どのように補助犬の衛生管理をしていただくのかなど、お互いにコミュニケーションをとって調整することが重要です。

医療機関：千葉県市川市菅野  
東京歯科大学市川総合病院  
木川正博さん（事務部参与、写真左）  
柴尾裕加里さん（訪問看護ステーション管理者、写真右）  
盲導犬ユーザー：浅井純子さん

## 木川さん：

以前盲導犬ユーザーの方が外来に来られた際に、盲導犬はインフォメーションでお預かりしますという対応をとってしまい、強いお叱りをいただきました。補助犬ユーザーの受入に当たっての知識がなかったので、盲導犬の訓練事業者の方にお越しいただいて受入方法を詳しく教えていただき、受入のための準備や院内での周知を図りました。受入可能エリアの設定は院内で細かく議論しました。法律上の受入義務があるのにそれを果たせなかったことを深く反省し、補助犬について正しく知ろう、学ぼうという姿勢で取り組み、外来の受入態勢を整え、その経験を浅井さんの入院に繋げることができました。

## 柴尾さん：

その後、浅井さんの入院の際、私は病棟の看護師長として対応しました。個室をご利用いただく、散歩はボランティアさんが行う等、浅井さんと調整させていただきました。病棟のスタッフは他の患者さんの反応を心配していましたが、事前の周知等を徹底したため、問題は生じませんでした。初めてのことで不安もありましたが、浅井さんと盲導犬との絆を強く感じ、盲導犬も浅井さんの手術をスムーズに行うためのチームの一員として頑張ってくれました。



## 浅井さん：

入院はその場ではすぐにOKが出ませんでしたでしたが、病院側の懸念事項を一つずつ調整していきました。犬用ベッドや掃除用シート等あらゆるものを病室に持ち込み衛生管理を行いました。個室の利用は経済的な負担となりますが、大部屋には様々な患者さんがいらっしゃいますし、ユーザーとして補助犬を管理する観点からも必要と思います。私は、医療機関で同伴拒否にあったことはありません。「法律で受入は義務付けされていますが知らない人が殆どです。いま知っていただいたので、今からでも遅くはありません。今から宜しくお願いします。ありがとうございます」という感じで言ってご対応いただいています。



東京歯科大学市川総合病院で掲示している周知の貼り紙。同伴エリアは制限しており、不可エリアは検査部（特に放射線部門）、手術室、透析、ICU、救急外来など。



補助犬ユーザーの受入は法律上の義務です。とはいっても、事前の特段の準備は必要ありません。具体的な対応は、ユーザーご本人にお聞きすればOK！身構えることなく、当たり前に入店いただきましょう。

保健所からの指導で、食事をする場所に犬を入れてはいけないのでは？

食品衛生法や同法に基づく各自治体の条例では、厨房に動物を入れないことを定めている場合がありますが、客席への補助犬の同伴を禁止していません。

犬は汚いのでは？  
アレルギーが心配です

補助犬ユーザーには衛生管理が義務付けられているので、心配ありません。  
・ノミ・ダニが体につかないよう健康管理しています。  
・毎日のブラッシングなどで毛が舞うことのないように衛生管理しています。

排泄はどこでするのでしょうか？

補助犬ユーザーの管理のもと、適切な場所で排泄するようマナーを身につけています。排泄の際には、バリアフリートイレや屋外のスペースを使わせていただく場合がありますが、ペットシートやワンツーベルト（袋にベルトをつけた排泄処理用の道具）を利用しますので、周囲を汚すことはありません。

他のお客さまに補助犬が迷惑をかけてしまうのでは？

すべてのお客さまに安心して過ごしていただくために、補助犬ユーザーの受入についてお客さまにご説明（補助犬の同伴が法律で認められていること）いただき、正しく理解をしていただくことが重要です。ご説明すれば気にする方は案外いないものです。

ただし、犬が苦手などのお客さまがいらっしゃる場合には、席を離すなどの工夫が必要です。

補助犬のために十分なスペースが必要では？

食事をしている間、補助犬はユーザーの足元に伏せていますので、別のスペースを設けていただく必要はありません。足元にスペースがない場合には、一つ椅子を外すだけでもスペースが確保できます。

## 飲食店 における 補助犬ユーザー 受入のポイント

安心して、補助犬ユーザーを受け入れてください  
～補助犬ユーザーに使用管理の責任が義務付けられています～



ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています

より詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。  
「補助犬ユーザー受け入れガイドブック 飲食店編」  
(2019～2020年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」成果物)



# 補助犬ユーザーに 安心して飲食店を ご利用いただきま しょう!!



身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、  
不当な差別的取扱いとなります！

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

※以下、補助犬法という。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

#### ○合理的配慮の提供

障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。

## ■身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。





# こんな工夫で気持ちよく、お食事していただいています。



飲食店：埼玉県所沢市小手指町  
CHOPPERSハンバーガー & カフェ  
石田嘉広さん（オーナー、写真左）  
聴導犬ユーザー：東 彩さん（写真右）

## 東さん：

CHOPPERSには、グルメサイトを見て「美味しそうだなあ」と思って来店しましたが、最初は「店内飲食ご利用の際は犬同伴は無理です」と断られてしまいました。でも、どうしても店内で食べたい!!と補助犬について保健所に確認してほしいとお伝えしました。その場で店員さんに電話確認をしていただき、時間はかかりましたが、お店に入ることができました。

聴導犬のことは、知らなくて当たり前と思っています。あるチェーンの居酒屋で、アルバイトの定員さんに断られましたが、本部に確認していただいて入ることができたこともあります。実際にご対応いただく方に正しい知識を持っていただくことが大事だと思います。

## 受入のポイントまとめ

- 補助犬法により、補助犬ユーザーには補助犬の健康・衛生・行動管理の義務があり、店舗には補助犬ユーザーの受入の義務があります。誰が対応しても問題のないよう、このことを従業員全体で共有しておくことが必要です。
- 混雑しているとき、隣の席に他のお客さまがいる場合には、「補助犬を同伴している方が隣の席に座られますがよろしいですか？補助犬は、しっかりと管理されているのでご迷惑をおかけすることはありません。ご不安な点はありますか？」などと説明、確認をするとスムーズです。
- 補助犬を同伴しているのは、視覚障害や聴覚障害のある人、肢体不自由の人などですので、これらの方々への基本的な対応を身に付けておきましょう。そのうえで、補助犬の同伴に際して具体的にどのような対応が必要かを、ご本人におうかがいするのがよいでしょう。

飲食店：神奈川県相模原市緑区橋本  
エバーグリーンカフェ  
山本浩司さん（オーナー、写真右）  
盲導犬ユーザー：山岸加奈子さん（写真左）

## 山岸さん：

エバーグリーンカフェが入っている商業ビルにご縁があったので利用させてもらいましたが、関係性があったからではなく、お店の方が補助犬に対する理解があったから、同伴にも問題はありませんでした。

こうした理解のあるお店から、地域に補助犬に対する理解が広がっていけばよいと感じています。

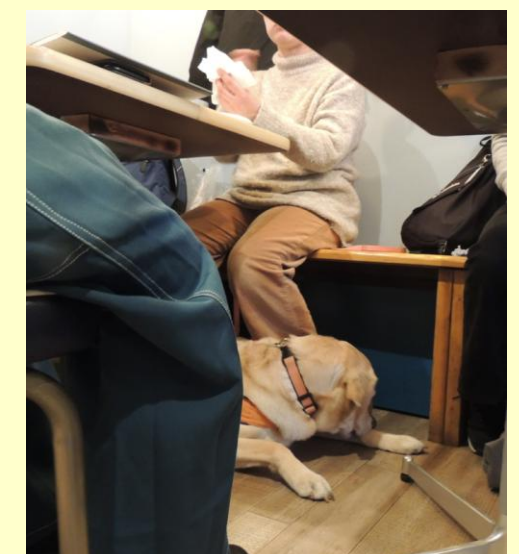
ユーザー同士でも、気持ちよく受け入れていただいたお店の情報交換をしています。そういうお店には、行ってみたいという気持ちになります。しゅしゅ受け入れていただくのでは、気持ちよく食事できないですし。



## 山本さん：

もともと、デッキ部でペットの受入をしていましたが、補助犬については衛生面的に保健所がOKとしていることを知って、店内への受入も問題ないと思いました。山岸さんは、当店で初めての補助犬ユーザーのお客さまでしたが、補助犬はかなり清潔にしていることがわかりました。周囲のお客様とのトラブルはありません。また、こちらが特別扱いすることはありません。

アルバイトなどのスタッフも、私に対応しているのを見て同じように対応しています。また、視覚障害のある人への対応も学ぶことができました。



補助犬は、ユーザーの足元で伏せています。食べ物に寄って行ったり、店内を歩き回ったりするようなことはありません。

## 石田さん：

はじめに東さんが来店されたときは、補助犬のことを知らなかったために、他のペット連れの方と平等にしなければと思ってお断りしてしまいました。東さんに教えていただき、実際に保健所に問合わせて、補助犬のことが知ることができましたが、自分の勉強不足が原因だったと反省し、その後保健所からリーフレットをもらってきたりして、自分なりに勉強しました。今後は補助犬ユーザーさんへきちんと対応したいと考えたからです。

経営に精一杯で補助犬のことまで気が回らないというお店は多いと思います。補助犬の同伴をお断りするのは悪気があるわけではなく、正しい知識がないためだと思います。もっと補助犬ユーザーについて知る機会があれば、認識が広まっていくのではないのでしょうか。



補助犬ユーザーの受入は法律上の義務です。とはいっても、事前の特段の準備は必要ありません。具体的な対応は、ユーザーご本人にお聞きすればOK！身構えることなく、当たり前にご利用いただきましょう。

他のお客さまに補助犬が迷惑をかけてしまうのでは？

すべてのお客さまに安心してご乗車いただくために、補助犬ユーザーの受入について説明を求められたときには、補助犬の同伴が法律で認められていることをご説明いただき、正しく理解をしていただくことが重要です。  
ただし、犬が苦手などのお客さまがいらっしゃる場合には、席を離すなどの工夫が必要です。

犬は汚いのでは？  
アレルギーが心配です

補助犬ユーザーには衛生管理が義務付けられているので、心配ありません。  
・ノミ・ダニが体につかないよう健康管理しています。  
・毎日のブラッシングなどで毛が舞うことのないように衛生管理しています。

## 公共交通機関 における 補助犬ユーザー 受入のポイント

補助犬のために十分なスペースが必要では？

乗車中、補助犬はユーザーの足元に伏せて待機しています。

排泄をしてしまうこと  
はないのでしょうか？

補助犬ユーザーの管理のもと、適切な場所で排泄するようマナーを身に着けています。

# 補助犬ユーザーに 安心して公共交通 機関を利用いた だきましょう!!



身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、  
不当な差別的取扱いとなります！

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。  
※以下、補助犬法という。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。  
○合理的配慮の提供  
障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。

安心して、補助犬ユーザーを受け入れてください  
～補助犬ユーザーに使用管理の責任が義務付けられています～



ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています

より詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。  
「補助犬ユーザー受け入れガイドブック 公共交通機関編」  
(2019～2020年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」成果物)



「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」(R4厚生労働省障害者総合福祉推進事業)  
事務局：社会システム株式会社

## ■身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。





# こんな工夫で気持ちよく、お乗りいただいています。



交通機関：横浜市港北区鳥山町

三和交通株式会社（タクシー）

小関 正和さん(統轄本部、上写真右)

小川 麟雄さん(横浜営業所乗務社員、上写真左)

盲導犬ユーザー：碓谷 純子さん（下写真左）



小関さん：

弊社では補助犬ユーザーの方には以前からご乗車いただいていたましたが、業界では今も乗車拒否があるという話を聞いて、弊社ではウエルカムだということを前面に出していこうと、2022年3月に「盲導犬全力応援プロジェクト」を立ち上げました。

事前にご登録いただければ、補助犬ユーザーの方には、配車の際に適切に対応できるドライバーを調整するようにしています。

お客様へのサービス意識をドライバーにも浸透させているので、補助犬ユーザーの方への対応も臨機応変にできていると思います。大切なのは、ユーザーの方だからというのではなく、お客様の一人としてどんなサービスができるかということです。ニーズは一人ひとり異なりますので、“補助犬ユーザーの方にはこう対応しなくては！”と構えるのではなく、どうしてほしいかはお客様にお伺いし、それから行動するようにしています。

碓谷さん：

三和交通さんは、乗車時にしっかりと運転手の方が名乗り、行先をきちんと聞いてくださいます。それは誰にでも同じようにしているそうです。普段から丁寧な対応が行き届いているようで、障害者の私も安心です。また、走行中「今●●を走っています」や「次の○交差点で左に曲がります」などと言ってくれる方もおり、自分の頭の中の地図と一致させて、間違いなく走っていることがわかってホッとします。

「盲導犬全力応援プロジェクト」のウェブサイトで、降車後にシートの掃除をしているので気がねなくご利用くださいと発信してくれているのは安心です。犬アレルギーの他の乗客の方も安心できるのではないのでしょうか。

## 受入のポイントまとめ

- 補助犬法により、補助犬ユーザーには補助犬の健康・衛生・行動管理の義務があり、公共交通機関には補助犬ユーザーの受入の義務があります。誰が対応しても問題のないよう、このことを従業員全体で共有しておくことが必要です。
- バス等で車内が混雑しているときには、「補助犬を同伴している方がご乗車されています。足元ご注意ください」などのアナウンスをすると、スムーズに理解を促すことができます。
- 補助犬を同伴しているのは、視覚障害や聴覚障害のある人、肢体不自由の人などですので、これらの方々への基本的な対応を身に付けておきましょう。そのうえで、補助犬の同伴に際して具体的にどのような対応が必要かを、ご本人におうかがいするのがよいでしょう。

交通機関：東京都目黒区東山

東急バス株式会社（路線バス）

今野 浩児さん(運輸事業部CS推進グループ、上写真右)

橋本 悦子さん(経営統括室総務グループ、上写真左)

盲導犬ユーザー：碓谷 純子さん



今野さん：

当社では、身体障害者補助犬法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、お客さまが安心してご利用いただけるよう乗務員に周知しており、お困りごとがあれば状況に応じてサポートいたします。

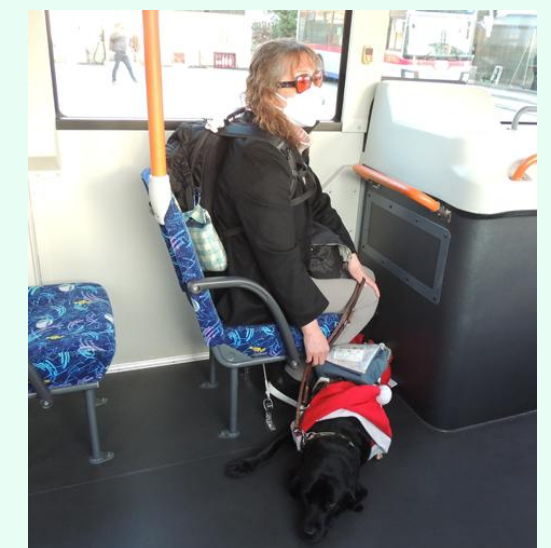
現状、補助犬同伴でご乗車されるお客さまは少ないですが、ほかのお客さまから補助犬に対する否定的な声は届いておりませんので、一般のお客さまには、補助犬同伴でのご利用の趣旨はご理解いただいていると認識しております。

しかしながら、補助犬ユーザーのお客さまと接する機会は決して多くはなく、お声を把握しにくい、というのが実情です。障害のある方が安心して外出できる環境を整えるためには公共交通機関全体で足並みを揃えることも欠かせませんので、国や業界団体、事業者が連携して、外出支援の仕組みを作っていくことが大切だと考えております。

碓谷さん：

東急バスさんでは、車内が混み合ってきたときに「盲導犬がいますので、足元ご注意ください」とお客さんに呼び掛けていただくこともあり、大変ありがたいと思いました。

バスの乗車中、いま自分が車内のどこにいるかわらなくなってしまうことがあります。車両の中ほどは、混雑してくると他の方の乗り降りの時に盲導犬が踏まれたりしないか心配です。後方の二人掛けの座席は、スペースが狭いために席を占領してしまうことになるので避けたいと思っています。個人的には、椅子のないスペースがあると、補助犬ユーザーだけでなく車いす使用者にも使えてありがたいなと思っています。



補助犬は、ユーザーの足元で伏せています。



補助犬ユーザーの受入は法律上の義務です。とはいっても、大掛かりな設備は必要ありません。具体的な対応は、ユーザーご本人にお聞きすればOK！身構えることなく、当たり前にご宿泊いただきましょう。

保健所からの指導で、食事をする場所に犬を入れてはいけないのでは？

食品衛生法や同法に基づく各自治体の条例では、厨房に動物を入れないことを定めている場合がありますが、客室やレストランの客席への補助犬の同伴を禁止していません。

客室の畳が犬の爪で傷つけられてしまうのでは？

補助犬は部屋の中で走り回ったりすることはありません。畳を傷つけないように持参した敷物を広げてその上で待機させるなど、客室内でもマナーを守って利用します。

排泄はどこでするのでしょうか？

補助犬ユーザーの管理のもと、適切な場所で排泄するようマナーを身に付けています。排泄の際には、バリアフリートイレや屋外のスペースを使わせていただく場合がありますが、ペットシートやワンツーベルト（袋にベルトをつけた排泄処理用の道具）を利用しますので、周囲を汚すことはありません。適した場所があれば、チェックインの際にお伝えすると良いでしょう。

安心して、補助犬ユーザーを受け入れてください  
～補助犬ユーザーに使用管理の責任が義務付けられています～



ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています

より詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。  
「補助犬ユーザー受け入れガイドブック 宿泊施設編」  
(2019～2020年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」成果物)



「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」(R4厚生労働省障害者総合福祉推進事業)事務局：社会システム株式会社

他のお客さまに補助犬が迷惑をかけてしまうのでは？

すべてのお客さまに安心して過ごしていただくために、補助犬ユーザーの受入についてお客さまにご説明（補助犬の同伴が法律で認められていること）いただき、正しく理解をしていただくことが重要です。ご説明すれば気にする方は案外いないものです。ただし、犬が苦手などのお客さまがいらっしゃる場合には、施設の利用時間をずらすなどの配慮をします。

大浴場の利用はどうしていただいたらよいのでしょうか？

大浴場を利用する際は、補助犬を客室に待機させる、同伴者がいればその方が補助犬と待機するなどの対応を取ることがあります。また、個別対応が可能な場合は、フロントで一時的にお預かりするということも考えられます。

補助犬の足が汚いのでは？土足禁止の場所もあるのに…

靴を脱いで入る場所では、ユーザーは持参したタオル等で足を拭きます。補助犬の足を拭くのにサポートが必要な様子の場合には、「足を拭きましょうか？」などと声掛けをしていただけるとよいでしょう。

補助犬ユーザーに  
安心してホテル・  
旅館にご宿泊いただき  
ましょう!!



身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、  
不当な差別的取扱いとなります！

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。  
※以下、補助犬法という。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。  
○合理的配慮の提供  
障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。

## ■身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。





# こんな工夫で気持ちよく、お泊りいただいています。



宿泊施設：石川県金沢市清川町

旅館由屋るる犀々

藤橋由希子さん（常務取締役、写真右）

介助犬ユーザー：平野友明さん（写真左）

**Q：**補助犬ユーザーを最初に受け入れたのは？

**藤橋さん：**15年ほど前に、弊社の別のホテルで初めて盲導犬ユーザーさんにお泊りいただきました。その時は、金沢で視覚障害者のスポーツ大会があったんです。

**Q：**その際には、どんな対応をされましたか？

**藤橋さん：**盲導犬ユーザーというよりも、視覚障害者の方が、どう快適に過ごすことができるかを考え、石川県視覚障害者協会などのアドバイスに基づいて、料理の説明を具体的にしたり、

部屋番号に点字をつけるなどを行いました。その時のお客様の会話を参考に、さらにおもてなしをブラッシュアップしていきました。

**Q：**由屋るる犀々を宿泊先に選んだ際に、ユーザー側としてしたことは？

**平野さん：**自分からは、介助犬ユーザーという以外は、特に何も相談はしませんでした。

**藤橋さん：**当館は夕食を施設外の店舗で召し上がっていただくスタイルの宿なのですが、予約の際介助犬が同伴と話すとなかなか理解が得られませんでした。受入可能なお店もあったのですが、入口に段差があり入店が難しかったため、今回はそのお店に仕出しをお願いしました。

**平野さん：**周辺のお店では補助犬同伴に対する知識がなく入れなかったのは非常に残念ですが、由屋るる犀々が臨機応変に対応してくださって、仕出しを準備していただいたことで、それを上回る体験ができたと思っています。同伴拒否を受けることは悲しいですが、そのたびに啓発することで、わかってくれる人もでてくると思います。

**Q：**その他に工夫した点は？

**藤橋さん：**朝食会場は他のお客様と一緒にとなりますので、予め全てのお客様に介助犬のことをお伝えし、対応が求められることがないか確認しました。結果、全てのお客様が介助犬に理解があり、全く問題なく朝食を召し上がっていただくことができました。

**平野さん：**旅館のような畳の部屋に電動車いすで入ると、畳がボロボロになってしまうかもしれないので心配だとお話ししました。それで、畳の上にタイルカーペットを敷いてくださいました。これはとても良かったです。

**藤橋さん：**平野さんのお話を聞いて、何か敷物がないかと考え、備品のタイルカーペットを思いつきました。枚数が十分ではなかったのですが少し恥ずかしかったのですが、それも全てお伝えして、当日お試しいただきました。

**平野さん：**自分ひとりであれば、全部敷いていただいたらよかったかもしれませんが、同伴者（妻）がいたので、全部でなくてよかったです。ほかの旅館では、「電動車いすはお断り」というところもある中、工夫して対応くださいました。臨機応変の工夫がとても助かりました。

**藤橋さん：**平野さんとは積極的にコミュニケーションをとって、相談しやすい関係づくりに気をつけました。当日安心してお過ごしいただけるように、事前にできるだけ情報をいただき、それを基に想像して問題がないかをお聞きしながら準備を進めました。障害や配慮が必要な方は、事前にリクエストいただいた方が私たちも対応しやすいので、遠慮なくお申し出いただきたいと思います。

また、受け入れる宿泊施設側では経営者や支配人が受け入れを「当たり前」という姿勢で対応すれば、従業員も当たり前と思えるようになります。受け入れた際の対応内容をしっかり社内で共有することが重要で、それにより戸惑うことなく再現性が高まるのではないのでしょうか。

電動車いすでも気兼ねなくご利用いただけるよう、タイルカーペットを畳の上に敷いて対応した。



## 受入のポイントまとめ

- 補助犬同伴のお客さまがいらっしゃることを、他のお客さまにも周知し、理解を得ることで双方が気持ちよく施設を利用できるよう配慮します。
- お客さまとのコミュニケーションを密にして、どんな配慮が必要なのかを「相談できる」関係をつくりましょう。
- お客さまにどう楽しんでいただくかを「想像して」、その際に何が必要かを考えましょう。
- 大きな設備改造をしなくても、小さな工夫でお客さまのご要望に対応できることもあります。
- 経営者が「当たり前」という姿勢を見せることで、従業員も対応が当たり前と思えるようになります。



補助犬ユーザーの受入は法律上の義務です。とはいっても、事前の特段の準備はありません。具体的な対応は、ユーザーご本人にお聞きすればOK！身構えることなく、当たり前に入店いただきましょう。

食品を扱う店舗ですが、保健所からの指導で犬を入れてはいけないのでは？

食品衛生法や同法に基づく各自治体の条例では、厨房や加工場に動物を入れないことを定めている場合がありますが、**店舗への補助犬の同伴を禁止していません。**

犬は汚いのでは？  
アレルギーが心配です

補助犬ユーザーには衛生管理が義務付けられているので、心配ありません。

- ・ノミ・ダニが体につかないよう健康管理しています。
- ・毎日のブラッシングなどで毛が舞うことのないように衛生管理しています。

他のお客さまに補助犬が迷惑をかけてしまうのでは？

すべてのお客さまに安心してお買い物いただくために、**補助犬ユーザーの受入について他のお客さまにご説明（補助犬の同伴が法律で認められていること）いただき、正しく理解をしていただくことが重要**です。ご説明すれば気になる方は案外いないものです。ただし、犬が苦手などのお客さまがいらっしゃる場合には、距離をとるなどの工夫が必要です。

補助犬のために十分なスペースが必要では？

ユーザーが買い物している間補助犬は、ユーザーの横を歩き、待機するときは足元に伏せています。特別なスペースを設けていただく必要はありません。

排泄はどこでするのでしょうか？

補助犬ユーザーの管理のもと、**適切な場所で排泄するようマナーを身につけています。**

排泄の際には、バリアフリートイレや屋外のスペースを使わせていただく場合がありますが、ペットシーツやワンツーベルト（袋にベルトをつけた排泄処理用の道具）を利用しますので、周囲を汚すことはありません。

補助犬ユーザーに  
安心して小売店  
をご利用いただき  
ましょう！！



身体障害者補助犬の同伴を拒否することは禁止されており、  
不当な差別的取扱いとなります！

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

※以下、補助犬法という。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

#### ○合理的配慮の提供

障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。

## ■身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



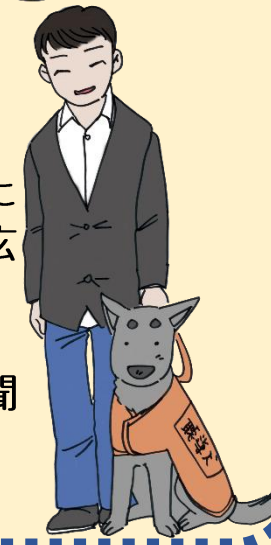
### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。



安心して、補助犬ユーザーを受け入れてください  
～補助犬ユーザーに使用管理の責任が義務付けられています～



ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています



# こんな工夫で気持ちよく、お買い物していただいています。



## 岩永さん：

私は補助犬ユーザーの受入は当たり前だと思っていますが、そうではない人にも伝わるように、浅井さんがいらしたときは、カフェのテラス席にご案内して皆さんに補助犬ユーザーさんの存在をアピールしていただくようにしています。見かける機会がなければ、意識が分断されてしまって、拒否につながってしまうかもしれません。存在が知られ、認識が広がっていけば、法律で定められている補助犬ユーザーを受け入れるのは当たり前になっていくと思います。浅井さんの存在自体が啓発になるのですね。

自分たちの意思表示として、補助犬同伴受入のシールを独自のデザインで作りました。併せて海外の方にもわかるよう英語表記も入れています。



お店の雰囲気に合わせた  
補助犬同伴ウエルカムのシール

小売店：大阪市北区堂島浜

ル・シュクレ・クール  
(パン販売&カフェ)

岩永歩さん（オーナーシェフ、写真左）  
盲導犬ユーザー：浅井 純子さん（写真右）

## 浅井さん：

美味しいパン屋さんがあると友人に聞いて来店しましたが、最初から補助犬の同伴に理解があり、楽しく買い物ができました。

食べ物を自分で取ってレジに持っていくスタイルのお店では、補助犬の同伴を拒否されがちです。一方、ウエルカムなお店は、ネットでも話題になっていて、来店のきっかけにもなります。

入店しようとして「犬はちょっと…」と言われることはよくありますが、そこで私が諦めてしまうと他のユーザーさんもそのお店に入れなくなってしまうので、補助犬のことを説明して、理解していただいてから利用しています!!

また、補助犬が待つスペースがないと受入できないと思っているお店もあるようですが、補助犬はユーザーの足元についているので問題ありません。

## 受入のポイントまとめ

- 補助犬法により、補助犬ユーザーには補助犬の健康・衛生・行動管理の義務があり、小売店には補助犬ユーザーの受入の義務があります。誰が対応しても問題のないよう、このことを従業員全体で共有しておくことが必要です。
- 混雑しているときや他のお客さまがいる場合には、「補助犬を同伴している方が入店されます。補助犬は、しっかりと管理されているのでご迷惑をおかけすることはありません。ご不安な点はありますか？」などと説明、確認をするとスムーズです。
- 補助犬を同伴しているのは、視覚障害や聴覚障害のある人、肢体不自由の人などですので、これらの方々への基本的な対応を身に付けておきましょう。そのうえで、補助犬の同伴に際して具体的にどのような対応が必要かを、ご本人におうかがいするのがよいでしょう。

小売店：大阪府箕面市船場東

about her. (アパレル)

松尾里香さん（松尾産業㈱、写真左）  
佐々木愛さん（マツインターナショナル㈱、写真中央）  
盲導犬ユーザー：浅井 純子さん（写真右）

## 佐々木さん：

浅井さんは盲導犬を持つ前から弊社のヘルスキーパーとして働いてくださっています。本社ビルの管理会社からは当初「犬は…」と言われましたが、法律で認められていることを説明し、ご理解いただきました。今ではビル内でも有名なペアです。浅井さんが「準備ができていないと入店を断られた」というのを聞いたことがあります。実際に浅井さんが店内を歩いていると、ここがバリアになっているということがわかり、店内のレイアウトを見直しました。

## 松尾さん：

店舗には障害のある方のご来店もあります。どんな方にもお買い物を通じて何かを感じとっていただきたいと思っており、具体的な対応方法を細かく指示しているわけではありませんが、みな同じお客様として受け入れるようにスタッフには話しています。



## 浅井さん：

視覚障害者にとって「服選び」は困っていることのひとつです。自分の好みを伝えたり、予算に応じて選ぶことも難しいんです。そのことをスタッフさんにお話しして、どんな説明が必要かを理解していただきました。色や形、素材などを具体的に伝えていただいています。



従業員が障害当事者として障害者に対する接客でのポイントをスタッフに助言できることの効果は大きい。



# あなたのまちに、 補助犬ユーザーが住んでいることを 想定していますか？

令和3年6月の厚生労働省事務連絡では、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」において、避難所等で生活する障害児者とその家族への支援について示しています。（右、QRコードから事務連絡にアクセスできます。（PDFデータ））



災害時の避難や避難所等におけるこうした障害児者等への配慮事項に加え、補助犬を使用している障害者に対する受入の配慮ポイントとして主なものを示します。配慮すべき内容でわからないことがあれば、直接補助犬ユーザーにたずねることが大切です。また、補助犬ユーザーにも訓練などに参加してもらい、シミュレーションを行うことができれば、いざという時への備えとなります。

## 避難している方々に

### 補助犬への理解を広める

補助犬は、障害者の生活に必要な支援をしており、補助犬法で公的施設には同伴受入が義務付けられています。ペットではなく、障害者の目となり、耳となり、手足となってサポートしている犬であることを、ともに避難している方々に理解していただけるよう、周知・啓発が必要です。

## 災害時における 補助犬ユーザーの 受入の 配慮ポイント

### 情報が得にくい等の障害があるため、居住スペースの配置には配慮が必要

補助犬ユーザーは、視覚障害や聴覚障害により情報が得られない・得にくい人がいます。また、肢体不自由の方は、移動が困難です。居住スペースの配置にあたっては、当事者と話をして配慮について伺う必要があります。できれば入り口近くやスタッフスペースの近くなどに配置することが望めます。

## 犬へのアレルギーがある方や

### 犬の苦手な方とは距離をとる

補助犬に対する理解は得られても、アレルギーのある方等にとっては受入が難しいでしょう。障害者に対する配慮の周知を図る際に、アレルギーがある人や犬の苦手な方がいることを確認した場合、補助犬ユーザーとは距離をとれるよう配慮することが必要です。

### 犬の世話に対する支援が必要です

補助犬の世話は、基本的に補助犬ユーザーが行いますが、自宅ではない場所は障害者にとってどうしてよいかわからない場合もあります。例えば犬の排泄物の処理はユーザーが行いますが、その方法についての説明が必要です。また、ドックフードも日頃準備をしていますが、避難生活が長引いた場合などは調達の支援を行うことが必要です。



防災担当の皆さまへ

# 災害時

における

## 身体障害者補助犬



を使用している

視覚障害者・肢体不自由者・聴覚障害者  
に対する**必要な配慮**について

災害時の避難所では、  
補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）**同伴の受入れが義務付けられています。**

身体障害者補助犬（以下、補助犬という）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする**盲導犬・介助犬・聴導犬**のことをいいます。公的施設等でのその同伴の受入は「**身体障害者補助犬法**」で義務付けられているとともに、「国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。」とされています。



- 身体障害者補助犬法（以下、補助犬法という。）に基づき、必要な訓練を受けており、使用者は補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行っているため、社会のマナーを守り、清潔にしています。
- 補助犬法によって、公的施設や不特定多数の人が利用する施設では**補助犬同伴の受入が義務付けられています。**
- 補助犬であることが分かるように、犬種・認定番号・認定年月日等を表示しています。



# 令和6年能登半島地震での避難の実態

## ●避難所に避難した盲導犬ユーザー灰谷さん



能登町在住  
盲導犬ユーザーの灰谷さん

### 日頃から地域の方々との関係性を築いていたことがポイント

石川県能登町在住の灰谷さんは、盲導犬ユーザー。日ごろからご近所さんとの関係性を築いていたことに加えて、盲導犬を同伴して仕事などに出かけていた灰谷さんの姿を見て視覚障害者であることを認識してもらっていたのではないかと灰谷さんは話す。

令和6年1月1日、能登半島地震が発生。灰谷さんは自宅は港から70mくらいの自宅の中にいた。津波は来なかったものの、高台にある小学校へと避難することにした。家族が一緒であったものの、車での避難は難しいだろうと徒歩で階段を上っていたときは不安だったが、頑張っ

て小一時間かけて避難所に到着した。避難所では運営スタッフが灰谷さんの利便性を考え、スタッフの近くにスペースを確保し、盲導犬のためにも畳とタオルの準備や、足の悪い妻のために段ボールベッドも用意して、2人と1匹のスペースが作られた。能登半島地震では、すぐに水道が復旧しなかったために、トイレの使用にあたっては、ペットボトルで排泄物を流さなければならなかった。視覚障害者である灰谷さんには水を適切な場所

にかけられるかが不安だったが、スタッフが快く引き受けてくれた。こうした視覚障害者に必要な支援を気持ちよくしてくれたことで、「快適な避難生活でした」との感想を持つほどとなった。しかし、水の復旧に時間がかかったことから、盲導犬のシャンプーができなかったことが気になっていた灰谷さんは、12日間避難所生活をしてしたが、小松市の盲導犬ユーザー仲間の事務所に避難場所を移すことにした。

地域の方々との日頃からの関係性、ユーザー同士のつながりがあったことなどで「安心できる避難生活」ができたと振り返っていた。

## ●灰谷さんの住む能登町の防災対策

### 子どもから大人まで

### 普段の「防災」「訓練」の取組で意識を醸成

能登町では過去の津波の経験を教訓に、各地区で防災訓練が行われていたものの、特に灰谷さんの住む地区は、中学校校長が防災教育に力を入れてきた地区であった。子どもたちの手により、避難道路への照明設備の設置、海拔の案内表示の設置などを行ったのである。きっかけは、東日本大震災。津波が襲う映像は子供たちにインパクトを与え、率先して東日本への支援なども行ってきた。校長は、「とにかく逃げる

（率先して避難する）」「想定にとらわれない（過去大丈夫だったは通用しない）」「最善をつくせ！（声掛けや支援をしろ）」の3つの言葉を日頃の教育に取り入れてきた。こうして子どもたちが積極的に取組むことにより、周りの大人が動かされていく。避難訓練に300人が参加することもあったという。こうした取組が意識を醸成させ、皆が自然と「自分ができることは何か」と考えるようになった。「実際、能登半島地震でも、自然と役割分担ができていったことで、避難者が不安なく避難生活をすることができたのではないかと能登町健康福祉課の林さんは話す。



能登町健康福祉課職員の林さん(右)と堂前さん(左)

# 地域の避難訓練への参加の重要性

## ●地域の避難訓練に積極的に参加している石田さん

### 避難訓練に参加することで、

### 自治体や避難所運営者に盲導犬ユーザーを知ってもらう

島根県松江市在住の石田さんは、盲導犬ユーザー。防災訓練に参加したのは、2016年の島根原子力発電所の広域避難訓練への参加申し込みがきっかけ。訓練の2日前に「盲導犬の世話はできないので参加を取りやめてほしい」と運営側から申し入れがあったが、世話はユーザーがすることを説明して参加にこぎつけた。ほかの参加者から盲導犬が静かにしていることに驚かれたり、行政担当にも盲導犬ユーザーについて理解を得られる機会となった。その後、航空会社や鉄道の避難体験等にも参加し、2021年には島根県の防災訓練に参加。段ボールベッドのあるファミリールームへの避難を体験した。その後も積極的に毎年参加し、行政担当から検討事項が尋ねられた際、視覚障害者の立場から改善点などを伝えることができたのは成果となった。また、障害者自身が普段から避難経路を歩いて確認し、「どう避難させてもらえるか？」と受け身でいれば大きな障壁となることを感じ、自助・共助の視点から、ITの併用を含め、当事者の知恵を集めて障害者が安心して入所できる避難所について、県に提言を行った。



松江市在住  
盲導犬ユーザーの石田さん

## 補助犬ユーザーの災害時の不安

### ●盲導犬・介助犬・聴導犬ユーザーに聞く

本事業で実施している「身体障害者補助犬の効果的な普及・啓発に関する検討会」委員の山本さん、木村さん、松本さんに伺いました。

### 要支援者として認識されているが、

### 補助犬ユーザーであることは認識されていない？

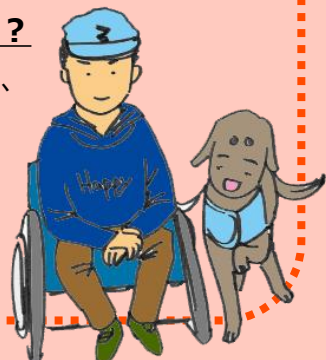
災害時要援護者対策として、高齢者、障害者等で災害発生時の避難等に特に援助を要する人の名簿が作成されているため、障害者としての登録はされていると思われるが、補助犬ユーザーであることが認識されていない可能性があり、避難時に補助犬を同伴できるのかが不安。実際に自治体の民生委員と避難することにはなっているが、補助犬については知らせていない。

### 避難訓練に補助犬ユーザーの参加の機会がない？

災害時を想定した避難や避難所での生活体験など「避難訓練」の実施において、補助犬ユーザーとして参加ができている状況が見られる。障害者が参加している場合も、自分事として参加していない状況が見られる。障害者への配慮とともに、補助犬ユーザーへの配慮事項などの情報を共有する場がないために、災害が発生した場合に不安。

### 避難所では周囲の人にペットではないことを理解いただけるか？

補助犬はペットではなく、障害者の支援をしている犬であるが、ペット禁止の避難所である場合、周囲の人に「ペットではないこと」を理解してもらえるのか不安。非日常の状態を理解してもらう余裕があるのかも不安。





# 身体障害者補助犬法の同伴拒否は禁止されており、 不当な差別的取り扱いとなります！

## 「身体障害者補助犬」の使用にかかる法律

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。



※合理的配慮の提供の義務化について（内閣府HP）



**合理的配慮の提供例**

カフェに介助犬を同伴して入店したが、カウンター席しか空いておらず、車椅子使用者にとってテーブルが高かった。店員はそれを見て、テーブル客に声をかけ、席を代わってもらうようお願いした。テーブル席につくことができ、介助犬もゆったりとスペースを使うことができた。



↑ もっと知って補助犬part1



↑ もっと知って補助犬part2



↑ もっと知って介助犬

## 補助犬との暮らしを考えてみませんか？

補助犬は、障害者の目となり、耳となり、手足となって、使用者の自立と社会参加をサポートします。

## 「身体障害者補助犬」とは？

- 身体障害者補助犬（以下、補助犬）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。
- 身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）に基づき、必要な訓練・認定を受けており、使用者は補助犬の健康管理・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守り、清潔にしています。
- 補助犬法によって、公的施設や不特定多数の人が利用する施設では補助犬同伴の受入が義務付けられています。
- 使用者は補助犬の認定証を所持し、補助犬であることを示す表示（犬種・認定番号・認定年月日等）を身につけています。





# 介助犬は、日常動作をサポートします

## 介助犬との暮らしとは？

### 介助犬は、日常動作をサポートします

介助犬は、手足が不自由な人ができない、できにくい日常動作をサポートします。

- 落としたものを拾う
- 指示したモノを使用者のもとに持ってくる
- 衣服や履物を脱ぐのを補助する
- ドアを開閉する
- 車いすをけん引する
- 起立する、歩行を介助する
- スイッチを押す
- 緊急時の対応 など



### 多くの介助犬ユーザーが「外出機会が増えた」と効果を感じています

介助犬ユーザーへのアンケート結果では、多くの方が外出機会が増え、規律正しい日常生活を送るようになったなどの声があります。また、「社会参加の後押しとなった」「常にそばにいてくれることの安心感がある」などから、『ぜひ介助犬を使用することを考えてみては？』との言葉も届いています。

### 知ってください、介助犬との暮らし

介助犬と暮らすことで、安心した生活や自立、社会参加をしたいと考える方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。厚生労働省では、年数回、補助犬使用への理解啓発イベント「ほじょ犬ってなあに」を行っています。

## 介助犬を希望してから、認定を受けるまで

介助犬との新しい暮らしで自立と社会参加をしたいと考えている方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。まずは、育成補助事業を行っているお住まいの自治体や訓練事業者に相談してみましょう。

身体障害者手帳を取得する必要があります

相談

自治体や訓練事業者に「介助犬を使用したい」と相談します。

申請

助成の申請をして、自治体による審査が行われます。

自宅訪問

訓練事業者の職員が自宅をご訪問して日常生活、障害の内容、ニーズ等を確認します。

合同訓練

パートナーとなる犬と実際に生活をともにし、動作が適切に行えるよう学びます。ほとんどの場合が訪問型で、リハセンターに入所する場合もあります。

認定申請

厚生労働大臣が指定した法人による認定審査

認定

継続指導

訓練事業者、指定法人による継続的なフォローアップ（必要に応じた再訓練の義務あり）

介助犬訓練事業者一覧  
（第二種社会福祉事業届出状況一覧）は、以下のQRコードから見るができます。



## 介助犬について Q & A

### 犬を飼ったことがなく世話が心配です

パートナーとなる介助犬の世話は、基本的にご自身が管理していくこととなります。食事、排泄、適度な運動、ブラッシングなどの衛生管理、健康診断などの世話が必要となりますが、自動給餌機、自動ボール投げ機なども使いながら、工夫することができます。肢体不自由の方にとっては、「世話ができるかが不安」という方が少なくありませんが、負担となる場合には訓練士や専門職とともに不安を取り除いて、家族や周囲の人などの助けを借りながら管理していきましょう。

### 排泄物の処理はどうしたらいいでしょう

犬は1日にうんちが1～2回、おしっこが3～6回くらいが一般的です。指示されたときにその場所でするように訓練されています。肢体不自由者にとって、うんちを拾うのは難しいため、ペットシートを用いるなど工夫していきましょう。

### 飲食店などでは、入店拒否が心配です

補助犬法では、不特定多数が出入りする施設や公共施設等は介助犬の同伴拒否を禁止しています。法律での位置付けについて説明をするほか、自治体に窓口がありますので、相談するとよいでしょう。また、厚生労働省や訓練事業者作成のリーフレットなどの活用もよい方法です。



### 職場への同伴が受入れられるか心配です

店舗への受入等と同様、一定規模以上の職場でも同伴拒否は補助犬法で禁止されています。介助犬は走り回ったり、毛を飛ばしたり、吠えたりすることなく、おとなしく待っているよう訓練されていることを、実際に職場の皆さんに見ていただき、理解していただくことが重要です。どうしても難しい場合には、介助犬の待機場所の設置の工夫などを提案してみるのもよいでしょう。より良い勤務のスタイルを見つけて出すために訓練事業者にも相談し、サポートをお願いするのもよいでしょう。



### 訓練や飼育にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

介助犬の使用には、犬の訓練費用と使用のための自己負担費用の大きく2つがかかります。

介助犬を使用する場合、**無償貸与**となることがほとんどです。

これは、訓練事業者が都道府県の助成制度や賛同する企業や個人の皆さんからの寄付金によって訓練費用を賄っているからです。

その他に、介助犬使用のための自己負担費用は以下があります。

- 訓練時諸経費（宿泊費、交通費などは自己負担となる場合があります）
- 飼育費用 約15万円/年（ドッグフード、ペットシート、シャンプーなど）
- 医療費 約6万円/年（狂犬病予防接種、混合ワクチン、フィラリア予防薬、ノミダニ予防薬、定期健康診断）

※補助犬の医療費の助成制度のある自治体もあります。



# 身体障害者補助犬法の同伴拒否は禁止されており、 不当な差別的取り扱いとなります。

## 「身体障害者補助犬」の使用にかかる法律

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

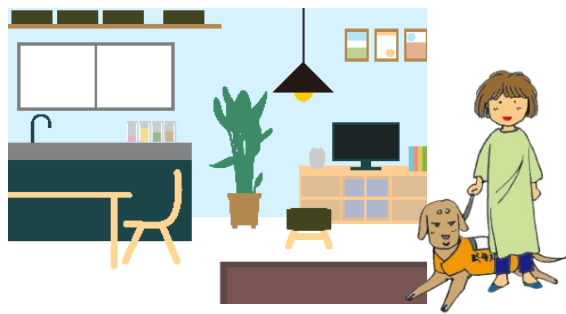


### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

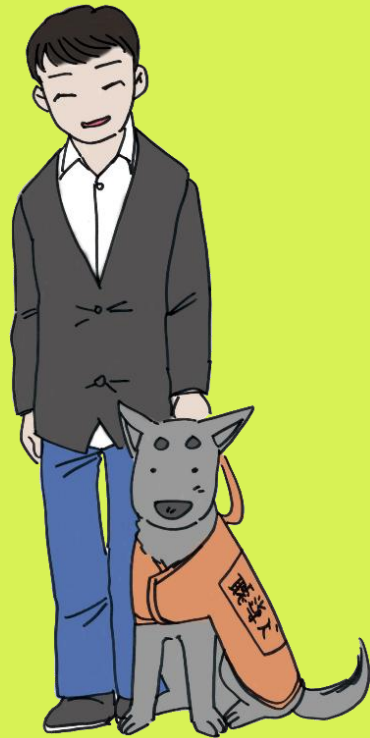
### ○合理的配慮の提供

障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。(下の例のように、聴導犬同伴に適した席への誘導も合理的配慮のひとつとされています)



#### 合理的配慮の提供例

聴導犬を同伴してカフェに入店。スタッフは聴導犬を見て、聴覚障害があると気づいたのか、マスクを外し、身振りと言葉を交えて対応してくれた。犬が足元に伏せられるような席を希望したところ、広めの席に案内された。その際、隣の人にも聴導犬が来ることを伝えてくれていたのか、隣の人も快く会釈してくれ、気持ちよくお茶ができた。



※合理的配慮の提供の義務化について（内閣府HP）



↑ もっと知って補助犬part1



↑ もっと知って補助犬part2



↑ もっと知って聴導犬

## 補助犬との暮らしを考えてみませんか？

補助犬は、障害者の目となり、耳となり、手足となって、使用者の自立と社会参加をサポートします。

## 「身体障害者補助犬」とは？

- 身体障害者補助犬（以下、補助犬）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。
- 身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）に基づき、必要な訓練・認定を受けており、使用者は補助犬の健康管理・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守り、清潔にしています。
- 補助犬法によって、公的施設や不特定多数の人が利用する施設では補助犬同伴の受入が義務付けられています。
- 使用者は補助犬の認定証を所持し、補助犬であることを示す表示（犬種・認定番号・認定年月日等）を身につけています。





# 聴導犬は、音を聞き、知らせます

## 聴導犬との暮らしとは？

### 聴導犬は、あなたに必要な生活音を知らせてくれます

聴導犬は、聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。

- 玄関チャイムの音
- 電話やメールの着信音
- お湯が沸いている音
- 赤ちゃんの泣き声
- 車のクラクション

などの音を聞き分け、聴覚障害者に知らせます。



### 多くの聴導犬ユーザーが「安心して社会生活できる」と効果を感じています

聴導犬ユーザーへのアンケート結果では、「いつでもどこにいても何をしていても音を伝えてくれる聴導犬がいることで、生活の不安がかなり軽減された」「聴導犬と外出することで、聞こえないことに気づいてもらえ、必要なサポートを受けられた」などの声が挙がりました。多くのユーザーが「聴導犬がいることで前向き思考となった」と感じています。

### 知ってください、聴導犬との暮らし

聴導犬と暮らすことで安心した生活や自立、社会参加をしたいと考える方、ぜひ積極的に聴導犬との暮らしについて知ってください。厚生労働省では年数回、補助犬への理解啓発イベント「ほじょ犬ってなあに」を行なっています。

## 聴導犬を希望してから、認定を受けるまで

聴導犬との新しい暮らしで自立と社会参加をしたいと考えている方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。まずは、育成補助事業を行っているお住まいの自治体や訓練事業者に相談してみましょう。

身体障害者手帳を取得する必要があります

相談

自治体や訓練事業者に「聴導犬を使用したい」と相談します。

申請

助成の申請をして、自治体による審査が行われます。

自宅訪問

訓練事業者の職員が自宅をご訪問して日常生活、障害の内容、ニーズ等を確認します。

合同訓練

パートナーとなる犬と実際に生活をともにし、動作が適切に行えるよう学びます。ほとんどの場合が訪問型で、リハセンターに入所する場合もあります。

認定申請

厚生労働大臣が指定した法人による認定審査

認定

継続指導

訓練事業者、指定法人による継続的なフォローアップ（必要に応じた再訓練の義務あり）

聴導犬訓練事業者一覧  
（第二種社会福祉事業届出状況一覧）は、以下のQRコードから見るができます。



※一例ですので、詳細は各訓練事業者にお問い合わせください。

## 聴導犬について Q & A

### 犬を飼ったことがなく世話が心配です

パートナーとなる聴導犬の世話は基本的にご自身で管理していくことになります。食事、排泄、適度な運動、ブラッシングなどの衛生管理、健康診断などが必要となりますが、家族や周囲の人の協力を得ながら行うことも可能です。犬を飼ったことがない人にとっては特に不安は多いかもしれませんが、合同訓練では、犬との暮らし、世話の仕方などについても訓練士に教わり、相談することによって、その不安を取り除いていくことが大切です。

### 飲食店などでは、入店拒否が心配です

聴導犬は犬種が様々で小型犬も活動しているためペットと間違えられることがあります。補助犬法で不特定多数が利用する施設や公共施設等は同伴拒否を禁止しています。法律での位置付けについて説明をするほか、自治体に窓口がありますので、相談するとよいでしょう。また、厚生労働省や訓練事業者作成のリーフレットなどの活用もよい方法です。



### 排泄物の処理はどうしたらいいでしょう

犬は1日にうんちが1～2回、おしっこが3～6回くらいが一般的です。指示された時間と場所でするように訓練されています。



### 職場への同伴が受入れられるか心配です

店舗への受入等と同様、一定規模以上の職場でも同伴拒否は補助犬法で禁止されています。補助犬は走り回ったり、毛を飛ばしたり、吠えたりすることなく、おとなしく待っているよう訓練されていることを、実際に職場の皆さんに見ていただき、理解していただくことが重要です。どうしても難しい場合には、聴導犬の待機場所の設置の工夫などを提案してみるのもよいでしょう。また、より良い勤務のスタイルを見つけ出すために訓練事業者にも相談し、サポートをお願いするのもよいでしょう。

### 訓練や飼育にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

聴導犬の使用には、犬の訓練費用と使用のための自己負担費用の大きく2つがかかります。

### 聴導犬を使用する場合、無償貸与となることがほとんどです。

これは、訓練事業者が都道府県の助成制度や賛同する企業や個人の皆さんからの寄付金によって訓練費用を賄っているからです。

### その他に、補助犬使用のための自己負担費用は以下があります。

- 訓練時諸経費（宿泊費、交通費などは自己負担となる場合があります）
- 飼育費用 約15万円/年（エサ、ペットシーツ、シャンプーなど）
- 医療費 約6万円/年（狂犬病予防接種、混合ワクチン、フィラリア予防薬、ノミダニ予防薬、定期健康診断）

※補助犬の医療費の助成制度のある自治体もあります。



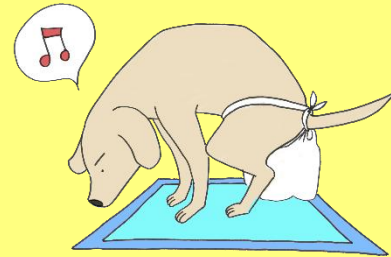
## 犬を飼ったことがなく世話が心配です❗

パートナーとなる盲導犬の世話は、基本的にご自身が管理していくこととなります。食事、排泄、適度な運動、ブラッシング、トイレなどの世話の仕方や犬との遊び方、また、犬の健康を維持するための健康診断や予防薬の投薬について等、必要なことは共同訓練中に学びます。「世話ができるかが不安」という方が少なくありませんが、ご自身の身の回りのことをするのと同じ感覚でやっていけるようになるでしょう。困った場合には、訓練士や専門職のアドバイスを受けることができます。



## 排泄物の処理はどうしたらいいでしょう❗

犬は1日にうんちが1～2回、おしっこが3～6回くらいが一般的です。指示されたときにその場所でするように訓練されています。視覚障害者にとって、うんちを拾うのは難しいため、犬の胴体にビニール袋をつけたベルトをまいて、ビニール袋に直接排泄物が入る「ワンツーベルト」をつけるなど工夫ができます。



# 盲導犬と暮らすこと

## 訓練や飼育にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

盲導犬の使用には、犬の訓練費用と使用のための自己負担費用の大きく2つがかかります。

### 盲導犬を使用する場合、**無償貸与**となることがほとんどです。

これは、訓練事業者が都道府県の助成制度や賛同する企業や個人の皆さんからの寄付金によって訓練費用を賄っているからです。

### その他に、盲導犬使用のための自己負担費用は以下があります。

- 訓練時諸経費（宿泊費、交通費などは自己負担となる場合があります）
- 飼育費用 約15万円/年（ドックフード、ブラシ、シャンプーなど）
- 医療費 約6万円/年（狂犬病予防接種、混合ワクチン、フィラリア予防薬、ノミダニ予防薬、定期健康診断）

※補助犬の医療費の助成制度のある自治体もあります。



このリーフレットのテキストデータを上記に掲載しています。  
[http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R06\\_hojoken.shtml](http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R06_hojoken.shtml)



↑もっと知って補助犬part1



↑もっと知って補助犬part2



↑もっと知って盲導犬

身体障害者補助犬\*は、視覚障害者の安全な歩行をサポートする**盲導犬**、肢体不自由者の日常生活動作をサポートする**介助犬**、聴覚障害者に代わって音を聞き、知らせる**聴導犬**の3種類が活躍しています。

\*以下、補助犬という。

# 補助犬との暮らしを考えてみませんか？

補助犬は、障害者の目となり、耳となり、手足となって、使用者の自立と社会参加をサポートします。

**身体障害者補助犬の同伴拒否は禁止されており、不当な差別的取扱いとなります！**

## 「身体障害者補助犬法\*」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

\*以下、補助犬法という。



## 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

### ○合理的配慮の提供

障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。(左の例のように、盲導犬同伴に適した席への誘導も合理的配慮のひとつとされています)



合理的配慮の提供例  
カフェに盲導犬を同伴して入店した。店員は、盲導犬を同伴していたので、視覚障害者であることに気づき、メニューを読み上げて注文をとってくれた。



# 盲導犬は、安全で快適な歩行をサポートします

盲導犬が伝えてくれるのは3つ  
「段差」「曲がり角」「障害物」  
を教えてください。

※目的地までの道案内ができるわけではありませんので、道順はご自身で把握する必要があります

※信号の色はわかりませんので、信号機のある交差点では、周囲の音を手掛かりに、ご自分で判断される必要があります。

飲食店などでは、入店拒否が心配です🐶

補助犬法では、多くの人が出入りする施設や公共施設等は盲導犬の同伴拒否を禁止しています。拒否された場合には、法律での位置付けについて説明をするほか、自治体に窓口がありますので、相談するとよいでしょう。



多くの盲導犬ユーザーが  
「外出機会が増えた」と効果を感じています

盲導犬ユーザーへのアンケート結果では、多くの方が外出機会が増えた、好きな時に好きな場所に自由に出かけられるようになったなどの声があります。また、ユーザーからは、「ぜひチャレンジして使用してみてください。盲導犬と歩いてみれば、その素晴らしさがわかります。歩行指導員さんはユーザーとその盲導犬に合った指導をしてくださいます。」という言葉が届いています。

職場への同伴が受入れられるか心配です🐶

店舗への受入等と同様、一定規模以上の職場でも同伴拒否は補助犬法で禁止されています。より安全に通勤するためにご自身には盲導犬が必要なことを説明し、理解していただくことが重要です。もし職場の人が、盲導犬が勝手に走り回ったり、吠えたりするのではないかと心配される場合には、実際に職場の皆さんに見ていただくのも一つの方法です。また、盲導犬は指示された場所でおとなしく待機するよう訓練されていること、そのような管理方法をご自身も学んできたことを説明し、まずは盲導犬のことを知っていただくよう提案してみるのもよいでしょう。どうしても難しい場合には、盲導犬の待機場所の設置の工夫などを提案してみるのもよいでしょう。



↑盲導犬指定法人・訓練施設一覧(厚生労働省HP)\*PDFデータ



## 盲導犬を希望してから、認定を受けるまで

盲導犬との新しい暮らしで自立と社会参加をしたいと考えている方、ぜひ積極的に盲導犬との暮らしについて知ってください。まずは、育成補助事業を行っているお住まいの自治体や訓練事業者に相談してみましょう。

身体障害者手帳を取得する必要があります

相談

自治体や訓練事業者に「盲導犬を使用したい」と相談します。

申請

助成の申請をして、自治体による審査が行われます。

自宅訪問

訓練事業者の職員が自宅をご訪問して日常生活、障害の内容、ニーズ等を確認します。

共同訓練

パートナーとなる犬と実際に生活をともし、歩行の基本や世話の仕方を学びます。  
○新規(約4週間)  
○代替(約2~4週間)

認定

継続指導

訓練事業者、指定法人による継続的なフォローアップ(必要に応じた再訓練の義務あり)

※一例ですので、詳細は各訓練事業者にお問い合わせください。

## 盲導犬指定法人・訓練施設一覧

| 協会名                         | 住所・ホームページ                                                                                                 | 電話番号         | 協会から使用希望の皆さんへ                                                                                                                                          |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公財)<br>北海道盲導犬協会            | 〒005-0030 北海道札幌市南区南30条西8丁目1-1<br><a href="https://h-guidedog.org">https://h-guidedog.org</a>              | 011-582-8222 | 主に北海道・東北・甲信越・北陸地方に盲導犬を提供しています。両手持ち歩行や雪道歩行の指導が特色です。<br>お問合せ： <a href="mailto:moudouken.info@h-guidedog.org">moudouken.info@h-guidedog.org</a>           |
| (公財)<br>東日本盲導犬協会            | 〒321-0342 栃木県宇都宮市福岡町1285番地<br><a href="https://www.guide-dog.jp/">https://www.guide-dog.jp/</a>           | 028-652-3883 | 盲導犬と一緒に新たな一歩を踏み出して、新しい可能性を広げてみませんか？<br>お問合せ： <a href="mailto:info@guide-dog.jp">info@guide-dog.jp</a> (西原・稲葉まで)                                        |
| (公財)<br>日本盲導犬協会本部           | 〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-9<br><a href="https://www.moudouken.net/">https://www.moudouken.net/</a>         | 045-590-1595 | 盲導犬、白杖、同行援護からご自分に合う選択が出来るように情報提供や訓練でサポートさせていただきます。<br>お問合せ： <a href="mailto:info@moudouken.net">info@moudouken.net</a> (視覚障害サポート部まで)                   |
| (公財)<br>アイメイト協会             | 〒177-0051 東京都練馬区関町北5-8-7<br><a href="https://www.eyemate.org/">https://www.eyemate.org/</a>               | 03-3920-6162 | 協会毎に相違があるので、その有効性も含めて選択することをお勧めします。<br>(代表理事 塩屋隆男)                                                                                                     |
| (社福)<br>中部盲導犬協会             | 〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町3-41-1<br><a href="http://www.chubu-moudouken.jp">http://www.chubu-moudouken.jp</a> | 052-661-3111 | 「左右両手持ち」という手法にて盲導犬歩行を行いますので、より効率的な屋外移動が可能です。<br>お問合せ： <a href="mailto:info@chubu-moudouken.jp">info@chubu-moudouken.jp</a> (武重良太まで)                    |
| (社福)<br>日本ライトハウス盲導犬訓練所      | 〒585-0055 大阪府南河内郡千早赤阪村東阪1202<br><a href="https://www.lighthouse.or.jp/">https://www.lighthouse.or.jp/</a> | 0721-72-0914 | 目の不自由な方のための総合福祉施設として、盲導犬事業も行っております。<br>お問い合わせ： <a href="mailto:guidedog@lighthouse.or.jp">guidedog@lighthouse.or.jp</a> (くわきまで)                        |
| (公財)<br>関西盲導犬協会             | 〒621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷18-2<br><a href="https://kansai-guidedog.jp/">https://kansai-guidedog.jp/</a>    | 0771-24-0323 | 盲導犬について関心をお持ちでしたら体験歩行をお勧めします。盲導犬と歩く体験は随時お申込みできます。<br>お問合せ： <a href="mailto:info@kansai-guidedog.jp">info@kansai-guidedog.jp</a> (久保ますみまで)              |
| (社福)<br>兵庫盲導犬協会             | 〒651-2212 兵庫県神戸市西区押部谷町押部24<br><a href="https://www.moudouken.org/">https://www.moudouken.org/</a>         | 078-995-3481 | 視覚障がい者お一人お一人に寄り添い、日々進化し続ける盲導犬協会を目指しております。<br>お問合せ： <a href="mailto:info@moudouken.org">info@moudouken.org</a> (山本大輔まで)                                 |
| (公財)<br>九州盲導犬協会<br>総合訓練センター | 〒819-1122 福岡県糸島市東702-1<br><a href="http://www.fgda.or.jp">http://www.fgda.or.jp</a>                       | 092-324-3169 | わたしたち九州盲導犬協会は良質な盲導犬を一日も早く一頭でも多く視覚障がいの皆さまへ無償で貸与できるよう努めています。<br>お問合せ： <a href="mailto:fgda@pop02.odn.ne.jp">fgda@pop02.odn.ne.jp</a> (松村まで)              |
| (公財)<br>日本補助犬協会             | 本部 〒241-0811 神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1<br><a href="https://www.hojyoken.or.jp/">https://www.hojyoken.or.jp/</a>  | 045-951-9221 | 日本補助犬協会は3種類の補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成・貸与及び認定を行っています。<br>お問合せ： <a href="mailto:japan@hojyoken.or.jp">japan@hojyoken.or.jp</a> (安杖(あんづえ)直人まで)                  |
| (一財)<br>いばらき盲導犬協会           | 〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川3610-10<br><a href="https://guidedog.ibaraki.jp/">https://guidedog.ibaraki.jp/</a>  | 029-275-3122 | 歩行方法(片手持ち/左右持ち換え)や共同訓練など、可能な限り要望に応えられるように努力しています。<br>お問合せ： <a href="mailto:ibarakigdmi.mizutani@gmail.com">ibarakigdmi.mizutani@gmail.com</a> (水谷由美まで) |

令和6年3月31日現在